



＝ 保存版 ＝

ごみ・し尿・在宅医 年末年始のお知らせ

年末年始特別ごみ収集を次の日程により実施しますので注意
事項を厳守のうえ、各家庭でも計画的に出してください。

年末年始の特別収集は、燃えるごみのみです。

1. 長洲町年末特別ごみ収集日程表

27日(日)	28日(月)	29日(火)	30日(水)
長洲上区 六栄校区 清里校区	腹赤校区 長洲下区	長洲上区 六栄校区 清里校区	腹赤校区 長洲下区

【注意】 年末の一般のごみ搬入は12月30日(水)の午後1時までとし、その後は一切受け付けません。

【注意】 ごみは正月休み期間(12月31日～1月4日)の5日間は収集しませんので、環境美化のため収集日まで各家庭で保管をお願いします。

2. 長洲町年始特別ごみ収集日程表

5日(火)	6日(水)	7日(木)	8日(金)
長洲上区	六栄校区 清里校区	長洲下区	腹赤校区

【注意】 1月2日(土)の長洲上区ガラス類は1月9日(土)に収集します。

1月6日(水)の長洲上区・下区の金属類は1月13日(水)に収集します。

マナーを守って、正しく出しましょう!!

- ①収集当日の午前8時30分までに定められた集積場所に出してください。
- ②台所等のごみは水分をよくきって新聞紙等に包んで、ごみ袋に入れて出してください。
- ③ごみはできるだけ小さくし、片手で持てる重さにして出してください。
- ④分別を徹底し、(特にガスボンベ、スプレー缶等危険物)は、燃えるごみと一緒に出さないで必ず穴をあけて、金属類の収集時に出してください。
(土、石、瓦、コンクリート、タイヤ等は一切取り扱いません。)

【注意】 平常ごみ収集は、1月9日(土)より実施します。

★ごみのお問合わせは長洲町岱明町清掃組合まで ☎78-0660★

**年末・年始のし尿くみ取りは
12月28日午後から1月4日まで
休みとなります。**

くみ取りは、業者(那須商会)により
計画的に収集されています。
電話等による申込みはお早めに!



休日在宅医



月 日	在 宅 医	☎
12月20日	有明成仁病院(鷺巣)	78-1133
23日	嶋田医院(上沖洲)	78-0209
27日	福本医院(岱明町)	57-2811
29日	池本医院(上 東)	78-0527
	淡河・黒田医院(駅通)	78-6517
	西岡医院(清源寺)	78-2200
	渡辺医院(今 町)	78-0620
	田宮医院(上 東)	78-0551
30日	多田隈医院(向 野)	78-3011
	池本医院(上 東)	78-0527
	渡辺医院(今 町)	78-0620
	田宮医院(上 東)	78-0551
H5年 1月1日	多田隈医院(向 野)	78-3011
	淡河・黒田医院(駅通)	78-6517
3日	西岡医院(清源寺)	78-2200

※診療時間は、原則として午前9時から
午後5時までです。

◎平成5年1月1日号は、1月4日
に発行します!

第2・第4土曜日、役場は休みです。

平成3年度 国民健康保険特別会計決算状況

(単位：千円)

歳入			歳出		
区分	決算額	構成比	区分	決算額	構成比
国民健康保険税	370,227	34.2 %	総務費	40,563	4.1 %
使用料及び手数料	113	—	保険給付費	691,686	70.0
国庫支出金	461,449	42.6	老人保健拠出金	244,355	24.8
共同事業交付金	5,437	0.5	共同事業拠出金	3,534	0.4
財産収入	5,619	0.5	保健施設費	6,318	0.6
寄付金	—	—	基金積立金	—	—
繰入金	40,813	3.8	公債費	—	—
繰越金	84,507	7.8	諸支出金	1,221	0.1
諸収入	6,812	0.6	予備費	—	—
療養給付費交付金	108,858	10.0			
歳入合計	1,083,835	100.0	歳出合計	987,677	100.0

平成3年度 公共下水道事業特別会計決算状況

(単位：千円)

歳入			歳出		
区分	決算額	構成比	区分	決算額	構成比
分担金及び負担金	92,409	6.1 %	公共下水道事業費	1,026,947	69.0 %
使用料及び手数料	31,388	2.1	公債費	460,577	31.0
国庫支出金	304,407	20.0			
一般会計繰入金	150,000	9.9			
繰越金	124,109	8.2			
諸収入	11,896	0.8			
町債	803,600	52.9			
歳入合計	1,517,809	100.0	歳出合計	1,487,524	100.0

平成3年度 老人保健特別会計決算状況

(単位：千円)

歳入			歳出		
区分	決算額	構成比	区分	決算額	構成比
支払基金交付金	910,734	66.6 %	総務費	224	— %
国庫支出金	263,189	19.3	医療諸費	1,313,895	98.2
県支出金	65,797	4.8	公債費	—	—
繰入金	65,797	4.8	諸支出金	24,561	1.8
繰越金	57,590	4.2	予備費	—	—
諸収入	3,781	0.3			
歳入合計	1,366,888	100.0	歳出合計	1,338,680	100.0

あなたの税金はこのように使っています

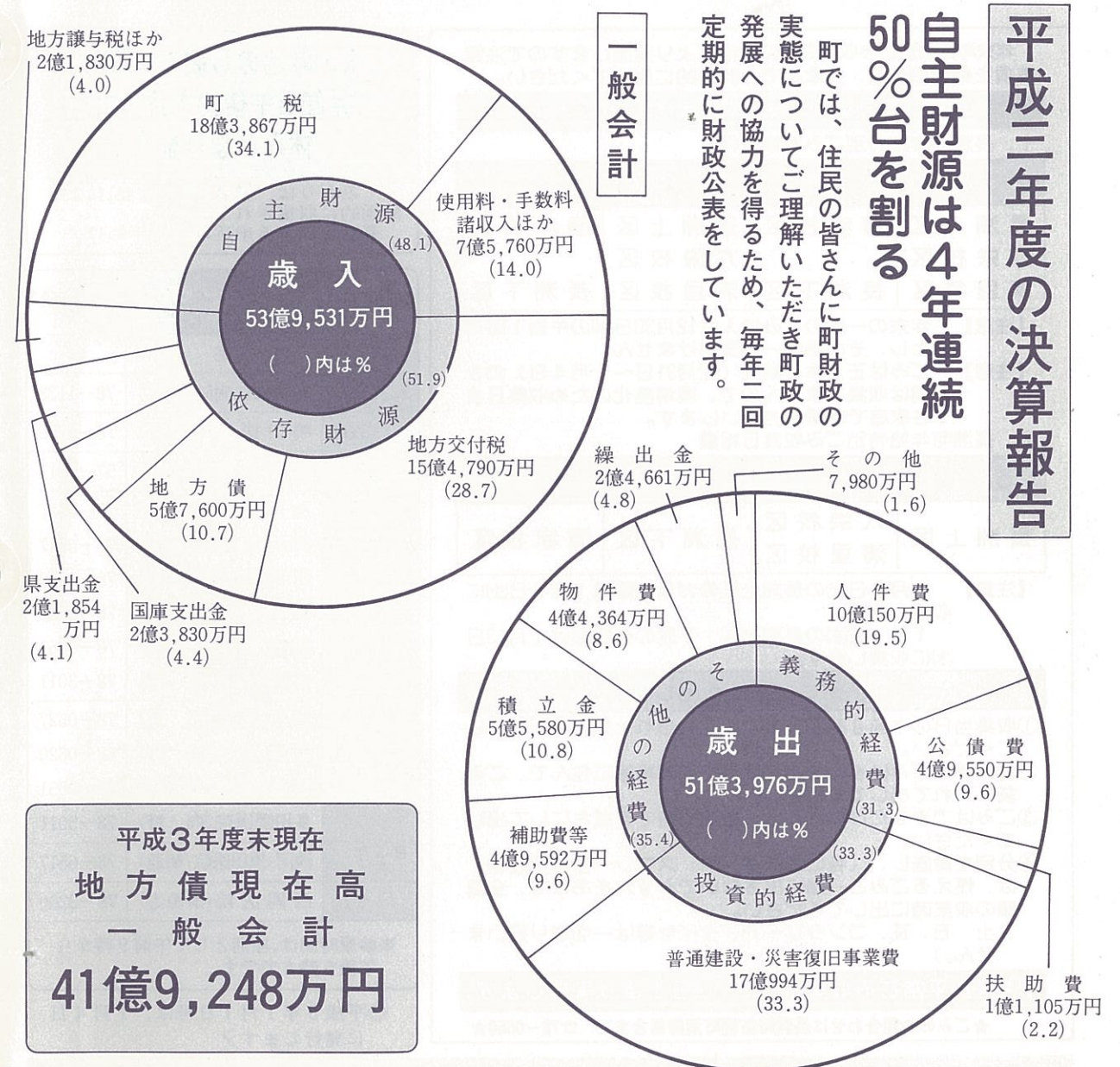
財

事情



政

公表



平成4年度 一般会計予算執行状況

(9月30日現在)

(単位：千円)

歳 入				歳 出			
区 分	予 算 額	収 入 額	収入率	区 分	予 算 額	支 出 額	支出率
町 税	1,897,451	1,098,576	57.9%	議 会 費	107,441	48,114	44.8%
地 方 譲 与 税	154,000	24,329	15.8	総 務 費	1,108,899	587,206	53.0
利 子 割 交 付 金	40,000	12,261	30.7	民 生 費	845,569	548,938	64.9
自動車取得税交付金	35,000	11,309	32.3	衛 生 費	450,245	302,520	67.2
地 方 交 付 税	1,550,000	1,238,051	79.9	労 働 費	3,438	2,110	61.4
交通安全対策特別交付金	3,000	1,734	57.8	農 林 水 産 業 費	263,280	74,460	28.3
分担金及び負担金	58,044	28,855	49.7	商 工 費	25,708	21,006	81.7
使用料及び手数料	39,441	22,417	56.8	土 木 費	974,891	652,179	66.9
国 庫 支 出 金	239,134	39,029	16.3	消 防 費	199,813	106,625	53.4
県 支 出 金	142,793	10,381	7.3	教 育 費	744,111	578,270	77.7
財 産 収 入	110,761	11,934	10.8	災 害 復 旧 費	297	18	6.0
寄 付 金	3	—	—	公 債 費	530,746	253,730	47.8
繰 入 金	255,876	251,000	98.1	諸 支 出 金	1	—	—
繰 越 金	50,000	73,207	146.4	予 備 費	42,177	—	—
諸 収 入	38,513	12,255	31.8				
町 債	682,600	—	—				
歳 入 合 計	5,296,616	2,835,338	53.5	歳 出 合 計	5,296,616	3,175,176	59.9

平成4年度 国民健康保険特別会計予算執行状況

(9月30日現在)

(単位：千円)

歳 入				歳 出			
区 分	予 算 額	収 入 額	収入率	区 分	予 算 額	支 出 額	支出率
国民健康保険税	357,370	179,691	50.3%	総 務 費	40,682	13,013	32.0%
使用料及び手数料	51	31	60.8	保 険 給 付 費	746,046	289,480	38.8
国 庫 支 出 金	445,966	128,571	28.8	老 人 保 健 拠 出 金	241,381	103,983	43.1
療養給付費交付金	139,006	44,006	31.7	共 同 事 業 拠 出 金	3,922	957	24.4
共 同 事 業 交 付 金	3,922	2,493	63.6	保 健 施 設 費	8,126	2,613	32.2
財 産 収 入	3,600	—	—	基 金 積 立 金	1	—	—
寄 付 金	1	—	—	公 債 費	256	—	—
繰 入 金	56,713	—	—	諸 支 出 金	152	21	13.8
繰 越 金	50,001	96,159	192.3	予 備 費	21,100	—	—
諸 収 入	5,036	1,848	36.7				
歳 入 合 計	1,061,666	452,799	42.6	歳 出 合 計	1,061,666	410,067	38.6

平成3年度 水道事業会計決算状況

(単位：千円)

収益的収入及び支出（3条）				資本的収入及び支出（4条）			
収 入	区 分	決 算 額	構成比	収 入	区 分	決 算 額	構成比
	営 業 収 益	205,803	88.1%		企 業 債	—	—%
	営 業 外 収 益	26,001	11.1		出資金及び負担金	1,520	100.0
	特 別 利 益	1,673	0.8		収 入 合 計	1,520	100.0
	収 入 合 計	233,477	100.0	支 出	区 分	決 算 額	構成比
支 出	区 分	決 算 額	構成比		建 設 改 良 費	46,834	64.8%
	営 業 費 用	164,027	78.5%		企業債償還金	25,398	35.2
	営 業 外 費 用	45,016	21.5		支 出 合 計	72,232	100.0
	特 別 損 失	—	—	収 入 ・ 支 出 差 引 額		△70,712	
支 出 合 計		209,043	100.0	収入額が支出額に不足する額70,712千円は損益勘定留保資金44,979千円、消費税資本的収支調整額5,733千円、減債積立金20,000千円で補てんしました。			
収 入 ・ 支 出 差 引 額		24,434					

上半期はこのように
使いました！

平成4年度
予算執行状況

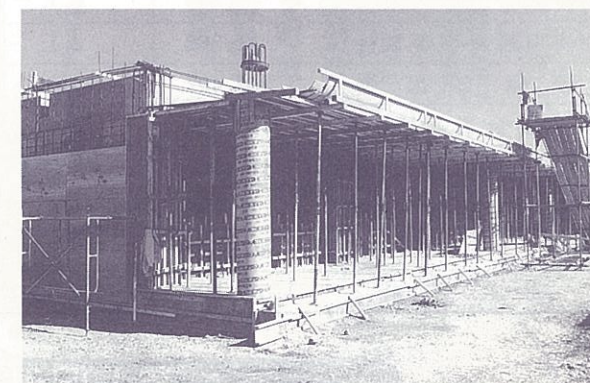
＜ 歳 入 ＞

上半期末（9月30日）現在の歳入予算の収入額は28億3,534万円（収入率53.5%）で前年同期より8%の減となっています。

例年のことながら国庫支出金、町債等が建設事業の完成時期である下半期に収入されるため、このような低い率となっています。



▲来年8月完成予定の屋内温水プール(長洲町民プール)



▲来年3月完成予定の上沖洲保育所

＜ 歳 出 ＞

上半期末現在の歳出予算の支出額は31億7,518万円（支出率59.9%）で前年同期より20%の増となっています。

土木費については、国の政策等により単独事業の早期着工となったため、上半期の支出は、前年より大幅な増加となっています。

年金セミナール
私の夫(27歳)は、2年前に国家公務員から民間会社に転職しました。いずれにしても、サラリーマンの妻であることに変わりはないと思います、国民年金について何の届出もししていませんでした。
でもある日、友人から私のような場合にも、届出の必要があり、その届出を怠り2年を過ぎると被保険者期間として認められなくなると聞き、ぼう然としてしまいました。
いったいなぜ2年を過ぎると適用されないのでしょうか。また、なぜ夫の転職後も同じ第三

号被保険者なのに、届出が必要なのでしょうか。
昭和60年の国民年金法の改正により、全国民に共通の基礎年金が導入され、サラリーマンの奥さんを含め、加入者一人一人に自分名義の基礎年金が支給されることになりました。改正前にサラリーマンの奥さんで国民年金に任意加入しなかった人が、障害者になったり、離婚したりした場合、年金保障に欠けるケースがありました。
現行制度では、サラリーマンの奥さんが障害者になった時には、自分の障害基礎年金が支給されます。また、万一離婚ということになっても、老後には自

第三号被保険者の届出はなぜ必要なの？
第三号被保険者の適用は、本人の届出によって第三号被保険者としての認識がされた後、配偶者の加入する制度より費用が負担され、自ら保険料を納める必要がないものとなっています。
ご質問は、「なぜ届出を怠り2年を過ぎると、適用されない

の老齢基礎年金が支給されることとなります。
また、第三号被保険者の払うべき保険料相当分は、各被用者年金制度から国民年金制度にまとめて拠出されるため、個々の者が保険料を納付する必要はありません。
格取得日から30日以内に届出をすることになっています。届出を忘れた場合には、過去2年間のだけさかのぼって適用を受けることができます。
「なぜ届出を怠り2年を過ぎると、適用されない

のか」ということですがそれは、
①第三号被保険者は、届出を行うことによって初めて第三号被保険者としての認識が行われ、国民年金の拠出金算定対象とされるわけです。正確な算定対象者を確定し、国民年金制度の運営を安定させるためには、届出の期間を限定する必要があります。
②第一号被保険者が保険料納付を怠った場合、2年を超えては保険料納付が認められないのと同様に、届出の効力は2年を超えてはさかのぼれないことという理由によります。
住民課

恩給欠格者の皆様へ
— 請求はお済みですか —

平和祈念事業特別基金（総理府所管の認可法人）では、いわゆる恩給欠格者の方で、外地等に勤務した経験を有し、加算年を含めた在職年が3年以上で、請求時において日本国籍を有する方には内閣総理大臣名の書状を、さらに70歳以上の方には高齢者の順に併せて銀杯を贈呈しております。

- (注) 次の方は、この事業の対象になりません。
- ・年金たる恩給または旧軍人軍属としての在職に関連する年金たる給付を受ける権利を有する方。
 - ・恩給欠格者のご遺族および戦後、旧ソ連邦またはモンゴル国の地域に強制抑留されたことのある方。
 - ・戦傷病者戦没者遺族等援護法上の軍属（雇員、傭人、工員等）および準軍属の方。

〔請求書類の送付先・問い合わせ先〕
〒112 東京都文京区大塚 5-1-13
平和祈念事業特別基金 業務第1課
☎03-3945-4704
なお、請求書類は都道府県・市区町村などの窓口にも置いてあります。

戦後強制抑留者の皆様へ
請求はお済みですか

戦後、旧ソ連邦またはモンゴル国の地域に強制抑留された方、またはそのご遺族に、内閣総理大臣名の慰労品（書状・銀杯）を贈呈しております。このうち、年金恩給や公務員の共済年金などを受給されていない方には、併せて慰労金10万円が支給されます。請求期限が平成5年3月31日までと迫っていますので、お早めにご請求ください。

〔請求・問い合わせ先〕
〒112 東京都文京区大塚 5-1-13
平和祈念事業特別基金 業務第2課
☎03-3945-4703・4707
なお、請求書類は都道府県・市区町村の窓口にも置いてあります。

平成4年度 水道事業会計予算執行状況

(9月30日現在)

(単位：千円)

収益的収入及び支出 (3条)				
収	区 分	予 算 額	収 入 額	収 入 率
入	営 業 収 益	209,388	109,202	52.2%
	営 業 外 収 益	18,299	1,243	6.8
	特 別 利 益	2	—	—
	収 入 合 計	227,689	110,445	48.5
支	区 分	予 算 額	支 出 額	支 出 率
出	営 業 費 用	169,552	53,777	31.7%
	営 業 外 費 用	44,904	19,782	44.1
	特 別 損 失	2	—	—
	予 備 費	1,000	—	—
出	支 出 合 計	215,458	73,559	34.1

資本的収入及び支出 (4条)				
収	区 分	予 算 額	収 入 額	収 入 率
入	企 業 債	1	—	—%
	出 資 金	1	—	—
	工 事 負 担 金	1,500	—	—
	収 入 合 計	1,502	—	—
支	区 分	予 算 額	支 出 額	支 出 率
出	建 設 改 良 費	135,928	1,483	1.1%
	企 業 債 償 還 金	26,643	13,160	49.4
	予 備 費	1,000	—	—
	支 出 合 計	163,571	14,643	9.0

平成4年度 公共下水道事業特別会計予算執行状況

(9月30日現在)

(単位：千円)

歳 入				歳 出			
区 分	予 算 額	収 入 額	収 入 率	区 分	予 算 額	支 出 額	支 出 率
分担金・負担金	89,993	46,251	51.4%	公共下水道事業費	1,156,998	93,767	8.1%
使用料・手数料	34,061	17,568	51.6	公 債 費	538,619	262,404	48.7
国 庫 支 出 金	336,627	53,553	15.9	予 備 費	4,682	—	—
一般会計繰入金	334,000	150,000	44.9				
繰 越 金	8,035	30,285	376.9				
諸 収 入	1,183	13,833	1,169.3				
町 債	896,400	—	—				
歳 入 合 計	1,700,299	311,490	18.3	歳 出 合 計	1,700,299	356,171	20.9

平成4年度 老人保健特別会計予算執行状況

(9月30日現在)

(単位：千円)

歳 入				歳 出			
区 分	予 算 額	収 入 額	収 入 率	区 分	予 算 額	支 出 額	支 出 率
支払基金交付金	946,132	392,783	41.5%	総 務 費	418	16	3.8%
国 庫 支 出 金	302,411	140,292	46.4	医 療 諸 費	1,418,994	608,503	42.9
県 支 出 金	75,603	35,070	46.4	公 債 費	334	—	—
繰 入 金	75,602	—	—	諸 支 出 金	3	—	—
繰 越 金	23,000	28,209	122.6	予 備 費	5,003	—	—
諸 収 入	2,004	382	19.1				
歳 入 合 計	1,424,752	596,736	41.9	歳 出 合 計	1,424,752	608,519	42.7

ユーターンアドバイザー 帰っておいで(くまもと)へ



「くまもと」に帰って働きたい方のために、県とハローワーク(公共職業安定所)ではユーターンアドバイザーを配置し、情報の提供を行っています。

昭和59年から始めたこの制度を利用し、多くの方が「くまもと」で働いています。

■相談件数 9,034件

■就職者数 693名

(平成4年10月末現在)

技術職・専門職を中心に扱ってきましたが、昨年から一

般職希望の方へも対応できる熊本県の総合情報提供機関として体制を整えています。

■問い合わせ先

○熊本人材銀行(熊本市水道町15-22 農専ビル1F ☎096・322・4808)

○銀座熊本館3F(東京都中央区銀座5-3-16 ☎03・3572・5022)

○熊本県大阪事務所(大阪府北区梅田1-1-3 ☎210006 大阪駅前第3ビル21F ☎06・344・3883)

○熊本県名古屋事務所(名古屋市中区葵1-20-19 芝電ビル2F ☎052・931・0560)

公民館

成人式

1月3日(日)

町民研修センターで

平成5年の長洲町成人式を次のとおり開催します。

■とき 平成5年1月3日

■受付時間 午前9時20分

■ところ 町民研修センター

無料 民事介入暴力相談所

■とき 毎週月曜日 午前中
■ところ 荒尾警察署 刑事課

暴力団に関する被害、悩み事がある時には、一人で悩まずご相談してください。

交通災害共済制度

掛金 — 全額町村費負担(個人の掛金はありません)

災害見舞金

区分	災害の程度	金額
1 等級	死	100,000円
2	180日以上治療を要した傷害	50,000円
3	90日	30,000円
4	30日	15,000円
5	10日	10,000円

交通事故とは一道路交通法等の法規による

○航空機、船舶、電車、モノレール、自動車、原動機付自転車、自転車、その他の交通用具に起因し接触、衝突、脱線、転覆、転落等によって起った事故。

——ただし、次の場合には対象になりません。——

1. 全部を支払わない場合
 - 請求が事故発生の日から一年を経過したとき。
 - 自殺、無免許運転、飲酒運転(量の多少を問わず)、故意、天災、その他これに類するもの。
2. 全部又は一部を支払わない場合
 - 医師の指示に従わないとき。
 - 不正に災害見舞金の支払いを受けようとするとき。
 - 法令に違反し、組合長が不適当と認めたとき。

交通事故にあったら — すぐ役場へ —

○交通事故報告書を提出してください。

〔必要な書類〕自動車安全運転センターの交通事故証明書

請求手続(1年以内) 一役場 —

1. 治療がすんだら(長期の場合は、180日経過時点)ただちに役場に申し出て、必要な書類を作成し請求してください。
2. 請求期限は事故発生の日から1年以内です。

平成4年度 県民提案募集!

「家庭ごみの減量化・資源化の推進」に意見を

私たちが毎日多量に排出している家庭ごみの中には、まだ使用できるものや再び資源として利用できるものがたくさん含まれています。家庭ごみの減量化・資源化の推進に関するいろいろな提案を募集しています。

■募集テーマ 自由です。例えば、「どの家庭でもできるごみの減量化の方法について」、「我が家での家庭ごみの再利用について」等

■応募方法 400字詰め原稿用紙(5枚以内)で住所、氏名、年齢、職業及び電話番号を明記し、〒862 熊本市水前寺6-18-1 県広報課県民提案係まで
■募集期間 平成5年1月30日 優秀な作品には賞状及び賞金を贈呈します。
※詳しくは、県広報課(☎096・383・1111)まで!

だし、議会議員及び首長は除く

育成資金の 無利子貸付制度

自動車事故対策センターでは、交通遺児等への育成資金の貸付けを行っています。

これは、自動車事故が原因で死亡した方、または重度の後遺障害が残った方の子弟で、0歳から中学生の子供を対象に、無利子で貸付ける制度です。

一時金14万3千円、月額1万8千円、入学支度金(小・中学入学時)4万円となっていて、返済期間も長く(20年以内)安心して借りられる制度です。

介護料の支給制度

自動車事故による重度後遺障害者の方には介護料が支給されます。

■支給条件 頭部または脊髄に損傷を受け、寝たきりとなり、常時介護を必要とする状態にあること。

■支給額 入院介護の場合: 月額4千円、自宅介護の場合: 月額2千円

※詳しくは、自動車事故対策センター熊本支所(☎096・322・5229)まで。

愛 / それは 献血

福祉課

●献血は3つの方法から選べます。

◎初心者も安心 / 200ml献血

今までどおり200mlの献血もお受けしております。400mlや成分献血に合う体重や年齢の方でも、200mlの献血をしていただけます。

◎やってみませんか / 400ml献血

18歳以上の方で体重が50kg以上あればできます。時間も200ml献血とほとんど同じです。献血した日の日常生活や健康にも差し支えありません。

◎新しい体験してみませんか / 成分献血

献血の新しい方法として「成分献血(フェレシス)」があります。これは、装置を用いて血液中の血漿・血小板という成分だけを献血していただきます。献血と同時に赤血球などの成分は、献血者にお返しする方法です。(所要時間は40分です)

献血の基準	血漿の成分献血の基準	血小板の成分献血の基準
1回の献血量	血漿量で400ml以内	
年齢	満18歳~満64歳	満18歳~満54歳
体重	男女共50kg以上	
血液比重	1.052以上	1.053以上
献血間隔	男女共2週間	男女共1週間
年間の献血回数	24回以内	12回以内

なお、1年間に男子は1,200ml、女子は800ml以上は献血できません。

小さな力は 大きな力



長洲中学校3年
増永郁理
〈出 町〉

11月11日から17日までの「税を知る週間」の行事の一つとして、全国納税貯蓄組合連合会主催の「税」をテーマとした作文コンクールが行われ、応募総数320、371点の中から、長洲中3年の増永郁理さんが見事優秀佳作に入選しました。
その作文を紹介します。

「税金って、そんなに必要なものなの?」
私は、まだ税について無知な頃、よく父や母にこう聞いたものでした。そんな時、きまって言われたことは、

「税金がなきゃ、社会は成り立たないよ。」
というものでした。その言葉の意味もよく理解できなかったもので、私の「税」に対する疑問はつのばかりでした。

しかし、今まで未知の世界だった税は、平成元年、急に私にも身近なものになりました。それは「消費税」です。
消費税が課税されると、知らないうちに税の知識が増えました。それと同時に、いつも答えとして言われてきた、あの言葉の意味も、だんだん分かるようになっていったのです。
そして今、税について文章で著すことになりました。私は今だってそんなに「税」について詳しいわけはありません。
けれど、身の回りを見たら、どうでしょう。

「税金って、そんなに必要なものなの?」
私は、まだ税について無知な頃、よく父や母にこう聞いたものでした。そんな時、きまって言われたことは、

道路はきれいに整備され、水道などのくらしにかかせないものにも不便なく、また、学校や警察、そしてこれから重要視される福祉の施設。どれも私達が住むべき、よりよい社会の一環なのです。そしてそれらは、国民一人一人の小さな「税金」の、大きな力によるものなのです。
私のおばは、ある老人福祉センターに入っています。その設備はなかなか整っていて、目の不自由なおばも、だいぶ楽に毎日をおくっているようです。他にもいろいろな方がいて、友達が多くできたことがうれしく、おばが話していたのをいつか聞き、センターに入ってよかったなあと思いました。

福祉の施設は、このように、今とても必要なものなのです。けれど、なかなか簡単にできるものではないかもしれません。社会の中には、まだまだ足りないものがたくさんあります。それらに私達ができることはなんでしょう。

この社会に住む限り、私達はやることをやらなければならないのではないのでしょうか。大きな力をつくるには、小さな力がたくさん必要です。税金は、いわば小さいけれど大きな力ではないのでしょうか。

人間はいつでも、大きな力に支えられて生きていくのです。自分が出した小さな力は、やがて大きな力となって、自分によい助けとなることではないでしょうか。自分の小さな力が、共に生きる人々の助けとなるのです。

私は「税」が、社会に生きる人間の、明るい未来へのかけ橋だと思います。そして私は、保障される未来のために、もっとも税について学びたいと思います。
今、私は父と母にこう言いたいです。
「税金って、すごく大切なものだよね。」

広報の題字を書きました



石本 直哉くん

腹赤小四年
〈上沖洲〉

僕が、今一番やりたいことはサッカーです。今度、サッカーの試合があるので、一生懸命頑張っています。

僕の将来の夢は、世界中を旅して、いろんな国の人びとと友達になることです。そのために、いろんな国の言葉を勉強したい。



もうすぐ1歳

松野 千尋(ちひろ)ちゃん
力さん・美雪さんの長女
〈上沖洲〉

「何でも始めてのことばかりですが、その中でもいろいろな発見があり、またそれが嬉しく思えます。」

——年末年始の交通事故防止運動——

期 間

平成4年12月24日(木)から平成5年1月3日(日)までの11日間

運動の重点目標

- 1 若者の無謀(暴走)運転の追放
- 2 飲酒・過労運転の防止
- 3 シートベルトの正しい着用の徹底

重点推進事項

「早めの合図・止まって確認」の励行

——ゆずりあい・ありがとう——

保健・衛生だより

◆詳しくは、福祉課(内線142)まで。※大切なことは、メモしておきましょう!

行 事	日	時	会 場	備 考
1歳6か月児 健 診	12月25日(金)	受付 13:30~14:30	町民研修センター	対象者/H3年6月・7月生まれの幼児 持参するもの/母子手帳、※おしっこ ※おしっこを入れる容器は、事前にお送りしますのでおしっこを採ってきてください。
三種混合 予 防 接 種 (百日咳 ジフテリア 破 傷 風)	平成5年 1月12日(火)	13:30~14:30	町民研修センター	対象者 第1期接種(3週~8週の間隔で3回接種) 生後12か月~48か月まで 第2期接種(1回接種) 第1期接種終了後12か月~18か月 (注)第1期接種終了後18か月を過ぎても追加免疫の効果は期待できますので、第2期を接種してもかまいません。ただし66か月までの子供に限ります。
7 か 月 児 健 康 診 査	1月8日(金)	13:30~14:30	町民研修センター	対象者/H4年4月14日~6月8日生まれ 持参するもの/母子手帳

婦人がん検診結果について

11月4日~6日までに子宮がん・乳がん検診を実施しましたが、今までに通知が来なかった方は異常ありません。今後も年に一度は検診を受けましょう。